

令和6年度 郡山市木造住宅耐震改修助成制度のご案内



安全・安心なまちづくりに向けて 木造住宅の耐震改修工事の費用を補助します。

《重要》

利用される方は、必ず事前相談のうえ申請してください。申請前に工事契約または工事着手した場合には、補助対象になりませんので、ご注意ください。



HP アドレス : <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/133/2315.html>

1 対象となる木造住宅

次のすべてに該当する住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- 所有者若しくは賃借者が自ら居住する又は住宅購入予定者が自ら居住するために購入する住宅
(併用住宅の場合は住宅の部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの) であること
- 構造が、在来軸組工法、伝統的構法又は枠組壁工法であり、地上階数が3以下のもの
- 耐震診断により、耐震基準に適合しないと診断されたもの
- 過去にこの制度による補助金の交付を受けたことがないもの

2 申し込みができる方

次のすべてに該当する方

- 対象となる木造住宅の個人所有者（共有の場合は、その代表者1名）、賃借者又は住宅購入予定者
- 郡山市税を滞納していないこと

3 補助の対象となる工事

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 一般耐震改修工事 | 上部構造評点を1.0以上に改修する工事 |
| (2) 簡易耐震改修工事 | 上部構造評点を0.7以上1.0未満に改修する工事 |
| (3) 部分耐震改修工事 | 寝室など部分的な居室の改修工事（県の技術基準に適合） |
| (4) 現地建替工事 | 上部構造評点1.0未満の住宅を解体し、同一敷地内に住宅を新築する工事 |

※設計及び工事監理は、建築士の資格を有する方に依頼してください。

※耐震改修工事に関連しない工事費用は補助の対象外となりますので、同時に行う場合は、見積書の金額を分けて作成してください。

4 補助金の額

- (1) 一般耐震改修工事費の4/5に相当する額（上限額100万円）
- (2) 簡易耐震改修工事費の4/5に相当する額（上限額60万円）
- (3) 部分耐震改修工事費の4/5に相当する額（上限額60万円）
- (4) 現地建替工事費の4/5に相当する額（上限額100万円）

※1,000円未満の端数があるときは切り捨てた額となります

令和6年度 郡山市木造住宅耐震改修助成制度のご案内

郡山市木造住宅耐震改修助成制度 フロー図

